

車いすで乗れるバス「太陽号」

管 理・運 営 要 領

第1章 総則

(主旨)

第1条 車いすで乗れるバス「太陽号」(以下「太陽号」という。)は、昭和49年度の全国民放32社の統一キャンペーン事業を契機に、身体等に障害のある方の社会参加の一助として、その移動交通手段を確保することを目的に昭和50年4月から運営をおこなっている。本要領は、太陽号の安全かつ円滑な運行を図るため、その運営管理等について定めるものとする。

(管理・運営主体)

第2条 太陽号の管理・運営主体は、社会福祉法人 高知県社会福祉協議会(以下「本会」という。)とする。

第2章 利用条件

(利用目的)

第3条 太陽号は、障害(児)者が参加するレクリエーション、集会、大会等、その社会参加のための目的と認められる場合に利用できるものとする。

(利用者の範囲)

第4条 太陽号を利用することができる団体(以下「利用団体」という。)は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 高知県に居住する障害(児)者等で構成されているサークル(自主グループ)
- (2) その他、会長が特に必要と認める者で構成されている団体
- 2 障害者総合支援法ならびに介護保険法に基づくサービス事業所、また学校については利用対象外とする。

(利用料の負担)

第5条 利用団体は、別表の利用料金表に基づき、燃料代の実費負担分として太陽号利用券を購入し、本会へ提出しなければならない。

2 利用団体の休止・廃止等やむを得ない事情により購入した利用券の払戻しを希望する団体は、本会が認めた場合に限り払戻しができるものとする。その際の払戻しの期限は購入日から団体の存続を確定させるために一定期間を要している実態から、長めの設定として2年以内のものとし、申請書(様式第6号)に必要な事項を記入し、利用券を添えて本会まで提出しなければならない。

なお、払戻しの額は返却された枚数分とするが、10枚綴りを購入している場合は残数より※1枚(1,000円)を引いた額を払戻すものとする。

(※1枚はサービス券となっているため)

(利用の手続)

第6条 太陽号を利用するには、利用団体登録申請書(様式第1号)により、利用団体登録を受けなければならない。また、この手続きは毎年度ごとに更新を要するものとする。

- 2 利用申込については、3ヶ月前から予約を受付けるものとする。ただし、受付を開始した当該月の7日までに受けた予約日に利用団体の重複があった場合は、本会が抽選をおこない利用団体を確定するものとする。
- 3 利用団体は利用申込の際に、ボランティア運転手(※第3章に記載)と介助者を確保し、1週間前までに利用申込書(様式第2号)ならびに太陽号利用券を本会に提出しなければならない。

(利用実施方法)

第7条 太陽号は、1日に1利用団体の利用に限るものとする。

- 2 太陽号の利用は、12月29日から翌年1月4日までの日を除く日とする。

3 車両の故障等、次の各号の事由により、会長が必要であると認めるときは、本会から利用を取り消すことができるものとする。

- (1) 車両に支障が生じたとき
- (2) 災害等、緊急かつやむを得ない事由に供する必要が生じたとき
- (3) 利用団体登録申請書または利用申込書に虚偽の記載をしたとき
- (4) 太陽号管理・運営要領または、利用団体登録申請書に付した規定に違反したとき
- (5) その他、利用することが適当でないと認める行為をしたとき

(利用の範囲)

第8条 利用の範囲は県内（県境付近は県内の範囲とする）を原則とする。ただし、本会が特に必要と認められた場合は四国内までの利用を可能とするが、この場合の実費負担方法については、その都度本会が決定するものとする。

第3章 ボランティア運転手

(運転手登録)

第9条 太陽号は、安全運行ならびに利用団体の利用推進のため、本会が登録を認めたボランティア運転手によって運行をおこなうものとする。

2 利用団体がボランティア運転手を利用する際には、本会が作成した運転手名簿により、利用団体が直接運転の依頼をおこなわなければならない。

(登録の条件)

第10条 ボランティア運転手の登録資格は普通免許取得者とし、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者とする。

2 ボランティア運転手として登録をする者は、ボランティア運転者申出書（様式第3号）を提出後、本会職員の立会いのもと、リフト操作等の研修および運転実技指導を受けなければならない。その研修等により本会が適性を有すると判断した者を登録するものとする。

3 ボランティア運転手の年齢制限は、70歳に達する日以後最初の3月31日までとする。

4 ボランティア運転手の登録を辞退する際には、辞退届（様式第4号）により速やかに本会に届出をしなければならない。

(謝金)

第11条 ボランティア運転手への謝金は、本会において予算の範囲内で支給する。

(遵守事項)

第12条 ボランティア運転手は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 本会が定めた「ボランティア運転手の活動手引き」の注意事項を守らなければならない
- (2) 毎年2月に、登録承諾書（様式第5号）に基づいて、その登録意思を提出しなければならない
- (3) 利用団体との金銭授受は禁止する

(損害賠償措置)

第13条 太陽号は自動車保険に加入し、運行中の事故等に遭遇した場合は、その保険対象範囲までを限度とし補償する。

2 前項の補償の対象外については、本会の保険では対応できないため、各利用団体の責任において行事保険等の保険に加入したうえで、太陽号を利用しなければならない。

(乗車定員)

第14条 太陽号の乗車定員は以下のとおりである。また、12歳未満の者の乗車定員についても同様とする。

- (1) 利用定員 10名(※運転手含む 車イス利用2名～最大4名乗車可能。その乗車状況により、その他の乗車人数が変動するもの)

(2) 積載可能車イス 4台

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要なことは、会長が別に定める。

附 則

この要領は平成26年4月1日より施行する。

ただし、第5条別表に基づく利用料の負担については、平成26年10月1日から適用し、やむを得ない事情により利用料払戻し(様式第6号)の申請については令和元年9月1日から適用する。

令和6年2月16日一部改訂